

令和5年4月

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

旭川市建設工事に係る委託業務（建築設計・設備設計）における
簡易型総合評価一般競争入札試行要領の一部改正について

旭川市では、令和4年度から建築設計又は設備設計の業種を対象とした総合評価方式による一般競争入札を試行していますが、一部を改正しましたので、お知らせします。

施行は令和5年4月1日です。

なお、主な改正点は次のとおりです。

1 簡易型に係る提出書類

「様式3 業務の実施方針及び手法」において、必要に応じ説明図表をA3版1枚以内での添付を可能としていましたが、様式3をA4からA3へ変更するとともに、別途説明図表の提出を不可とします。

2 評価基準

「別紙1 建築設計総合評価落札方式評価基準」のうち、評価分類が指名停止等の評価基準では、指名停止、書面注意、修補、損害賠償の有無から、指名停止の有無へと変更します。

3 公告から申請書提出までの期間

簡易型、特別簡易型ともに21日としていますが、特別簡易型を14日へと変更します（簡易型は変更なし）。

4 添付書類

資格を証する書類写しのうち、建築士（構造設計建築士・設備設計建築士を含む、建築設備士・技術士を除く）の書類写しについては、建築士データベースシステム（一般財団法人建築行政情報センターが保有する「建築行政共用データベースシステム」のこと）に登録されている場合は添付省略を可能とします。

5 技術評価点の端数処理

各評価項目の技術評価点を端数処理しなかったことから、表示された技術評価点の評価項目毎の合計と技術評価点の合計とが一致しなくなるケースが見られたため、各評価項目の技術評価点は小数第2位以下を切捨て、小数第1位の値とします。